

富山市環境報告書

【第2部】

平成29年度版

(平成28年度「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」
・「富山市環境マネジメントシステム」進捗状況)

富山市環境部環境政策課

富山市環境報告書 第2部 目次

◆第2部「富山市地球温暖化防止実行計画」・「富山市環境マネジメントシステム」について

第1章 「富山市地球温暖化防止実行計画」について

・「富山市地球温暖化防止実行計画」の概要	1
・「富山市地球温暖化防止実行計画」の進捗状況	
項目1 エコオフィスに係る取組	2
項目2 温室効果ガス排出原因活動実績	3
項目3 新エネルギー・低公害車導入状況	8

第2章 「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨	10
2 構築のポイント	10
3 システムの概要	10
4 平成28年度実績	13

(資料編)

・環境関連法規制等登録表	19
--------------	----

1 「第3期富山市地球温暖化防止実行計画」について

1 目的

- ① 市自らが事業者・消費者として、職員全員の参加で地球温暖化防止に向けた取組を計画的に実行することにより、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制を図ります。
- ② 市民・事業者の自主的・積極的な取組を促すことにより、市全域から排出される温室効果ガスの削減を図ります。

2 期間・基準年度

この実行計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの、5年間です。

また、温室効果ガス総排出量の基準年は、平成26年度とします。

3 対象

- ・本市の行政機構(本庁、行政サービスセンター、出先機関)において行う事務事業並びに所属、職員
- ・外部への委託等により実施する事務事業については、計画の対象としませんが、受託者等に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

4 目標

- ・市のすべての事務事業に伴う温室効果ガスの総排出量を平成32年度までに基準年度比で6%の削減を目標とします。
- ・温室効果ガスの排出抑制、環境負荷の低減のために電気、燃料等各種使用量、廃棄物排出量を基準年度の実績値の1%を毎年削減することを目指します。

項目1 エコオフィスに係る取組（エコオフィスチェック）

- ・本庁舎、行政サービスセンター庁舎、環境センター庁舎、消防局本庁舎内の所属を対象に行っている取り組みです。
- ・紙類使用量、水道使用量、公用車燃料使用量、電気使用量、廃棄物排出量の削減について、各所属の職員が自己評価(5点満点)を四半期ごとに行っています。

●実施結果（平成28年度）

I 省資源・省エネルギーの推進（各種使用量の削減）

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	年平均
電気	不要時・不要場所、退室・退庁時の消灯徹底	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
	外出時、長時間離席時はOA機器の電源を切る	3.9	4.0	4.1	4.1	4.0
	時間外勤務や休日勤務の削減（ノー残業デーの徹底）	4.4	4.4	4.4	4.2	4.4
	直近の上下1～3階の移動には階段を使う	4.9	4.9	4.8	4.8	4.9
	18時に機器の電源を全て切り、その後は必要な機器のみ電源を入れる（業務に支障のない範囲で）	4.3	4.5	4.3	4.3	4.3
燃料	徒歩や自転車、公共交通機関を利用（公用車の使用抑制）	4.3	4.0	4.3	4.5	4.3
	公用車の相乗り及び計画的運行	4.6	4.4	4.7	4.8	4.6
	エコドライブ（アイドリングストップや急加速・急停止の自粛等）を実践する	4.7	4.4	4.7	4.8	4.6
	ブラインドを効率的に利用して、室内温度を調整する	4.5	4.6	4.6	4.7	4.6
	空調設備の吹き出し口に物を置かない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
水道	水を流しっぱなしにしない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
	石けんや洗剤等を使いすぎない	4.9	4.9	4.9	4.9	4.9
紙類	資料作成の削減（資料の簡素化・ペーパーレス化、プリントアウト削減）	4.0	4.1	4.1	4.2	4.1
	両面コピーや裏面利用の徹底	4.2	4.2	4.3	4.3	4.2
	ミスコピーの防止（コピー部数・設定確認、コピー機リセット）	4.2	4.2	4.3	4.3	4.2
	使用済封筒の再利用	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8

II 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

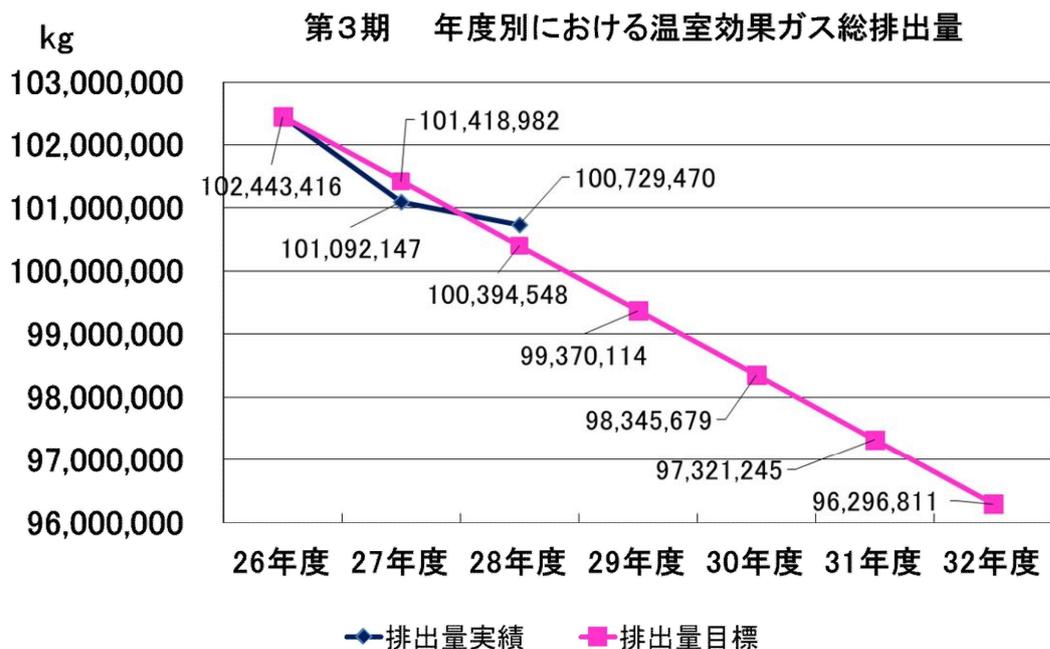
ごみの分別の徹底（可燃、不燃、プラ、缶・ビン、ペットボトル）	4.7	4.7	4.8	4.7	4.7
紙類の分別排出徹底（新聞、段ボール、コピー用紙、雑誌等）	4.6	4.7	4.8	4.7	4.7
詰替え可能な製品や簡易包装を選択する（使い捨て製品や過剰包装の購入を控える）	4.6	4.6	4.6	4.7	4.6
マイバッグ、マイ箸、マイ水筒を使用する	4.3	4.4	4.4	4.5	4.4
備品等の長期使用、再使用を心掛ける	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8

《評価基準》 5：確実に実行している（90%以上） 4：ほぼ実行している（70%以上）
 3：ときどき実行している（50%以上） 2：あまり実行していない（30%以上）
 1：ほとんど実行していない（10%以上） 0：実行していない

項目2 温室効果ガス排出原因活動実績（各種使用量の把握）

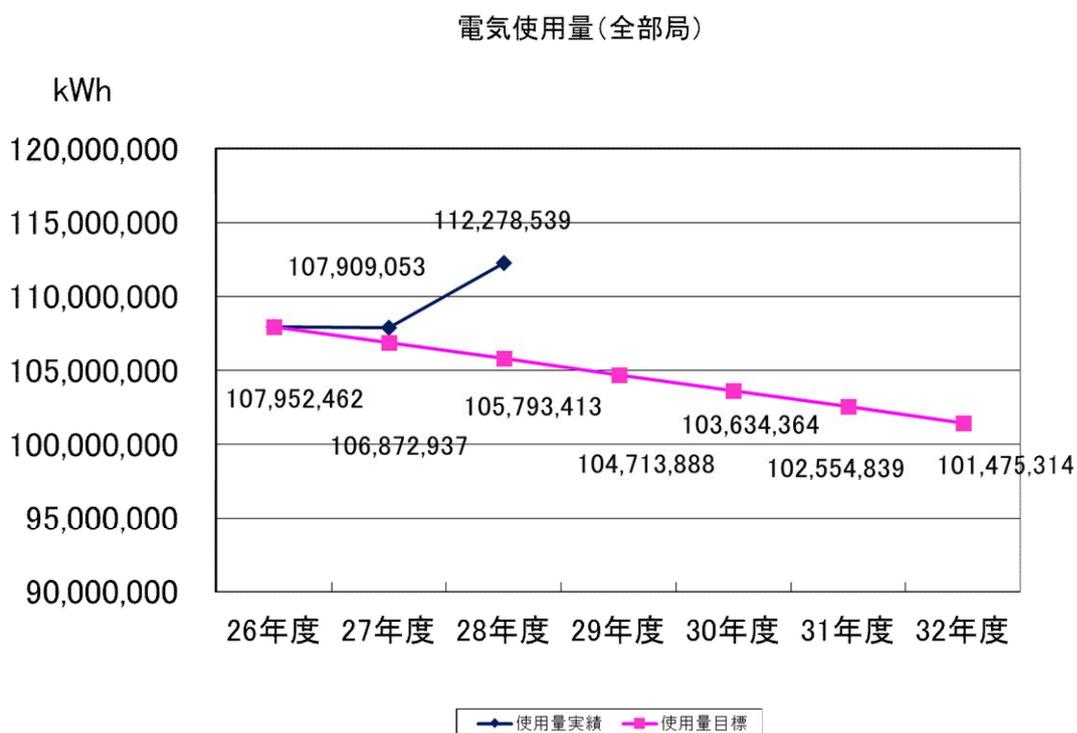
- ・全部局を対象に、温室効果ガスの排出原因となる、各種使用量を把握しています。
- ・地球温暖化防止実行計画では、温室効果ガス排出量、電気や燃料等各種使用量、廃棄物排出量の基準年度(平成26年度)比6%削減を目標としています。

●温室効果ガス総排出量(全部局)



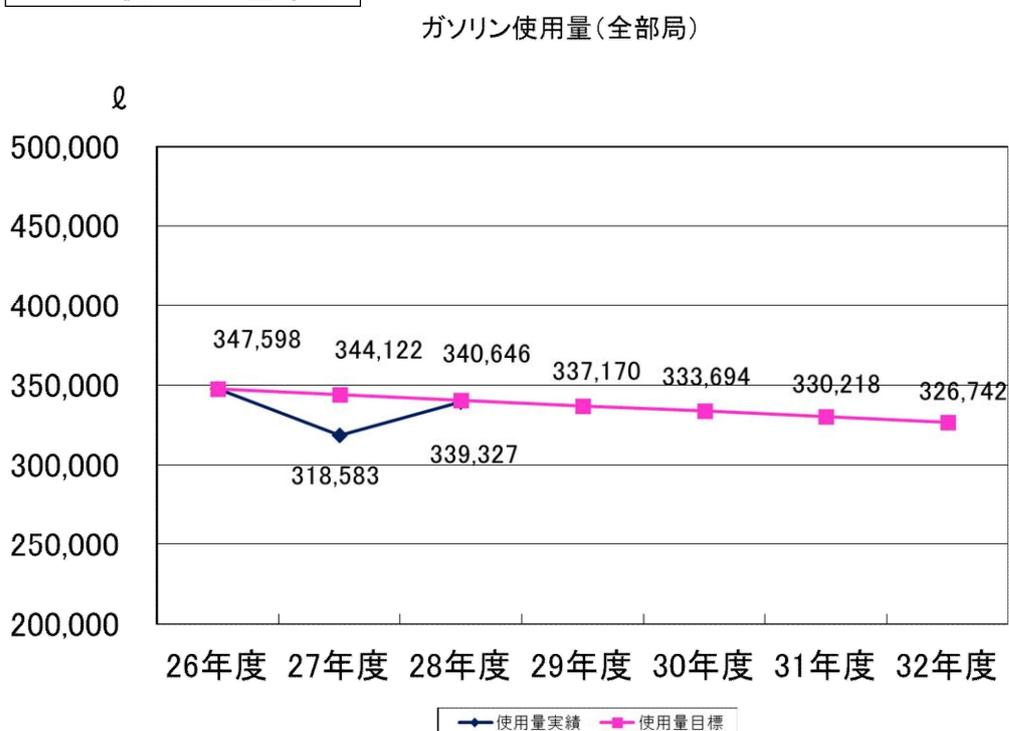
平成28年度の温室効果ガス総排出量は基準年度比で1,713,946kg(1.7%)減少、対前年度比では362,677kg(0.4%)減少しましたが、目標の達成には至りませんでした。

●電気使用量(全部局)



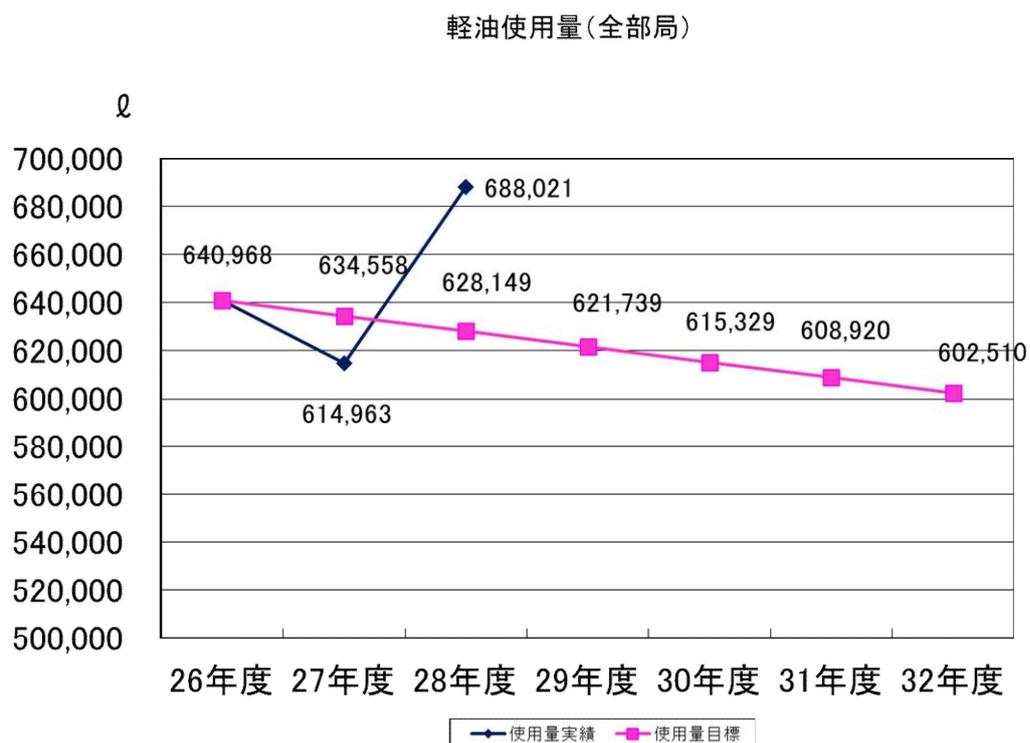
平成 28 年度の電気使用量は、基準年度比で 4,326,077kWh(4.0%)増加、対前年度比では 4,369,486kWh(4.0%)増加し、目標の達成には至りませんでした。

●ガソリン使用量 (全部局)



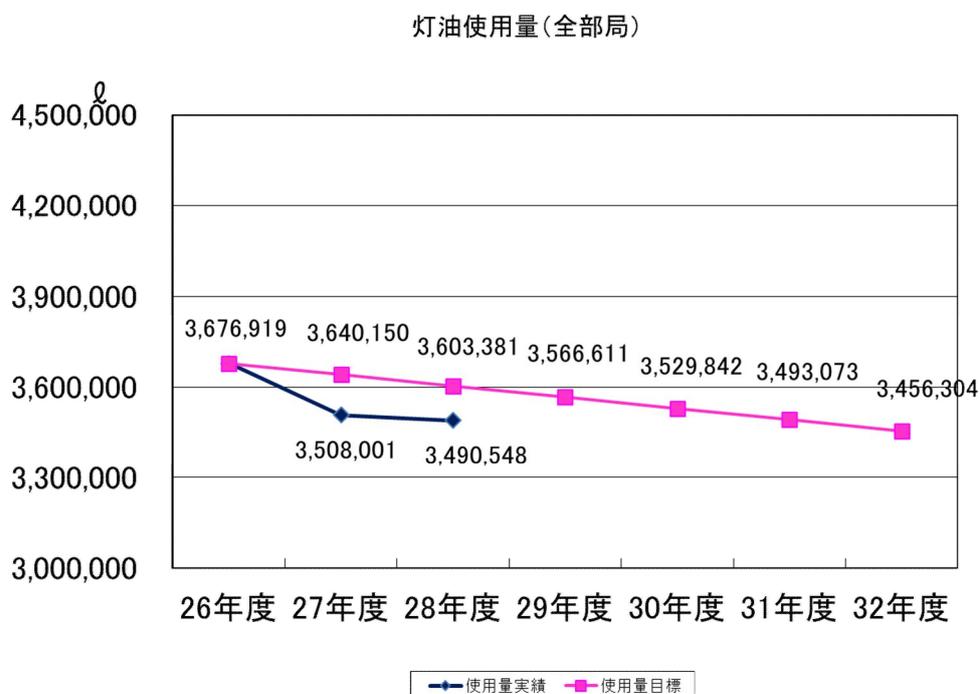
平成 28 年度のガソリン使用量は、基準年度比で 8,271ℓ(2.4%)減少、対前年度比では 20,744ℓ(6.5%)増加しましたが、目標を達成しています。

● **軽油使用量（全部局）**



平成 28 年度の軽油使用量は、基準年度比で 47,053ℓ(7.3%)増加、対前年度比では 73,058ℓ(11.9%)増加し、目標の達成には至りませんでした。

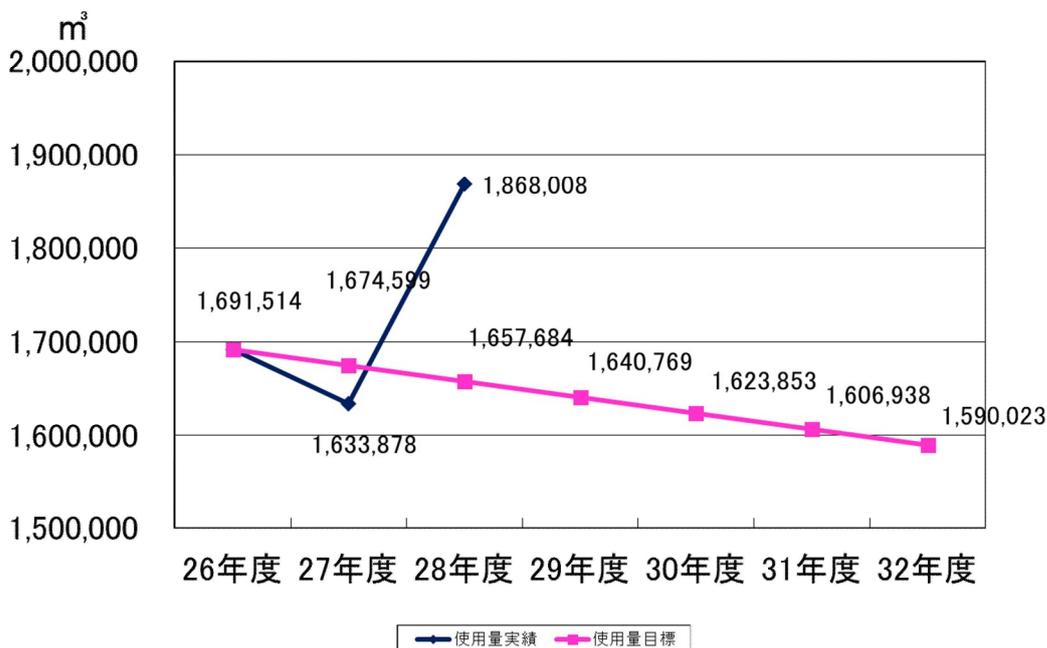
● **灯油使用量（全部局）**



平成 28 年度の灯油使用量は、基準年度比で 186,371ℓ(5.1%)減少、前年度比で 17,453ℓ(0.5%)減少し、目標を達成しています。

●都市ガス使用量(全部局)

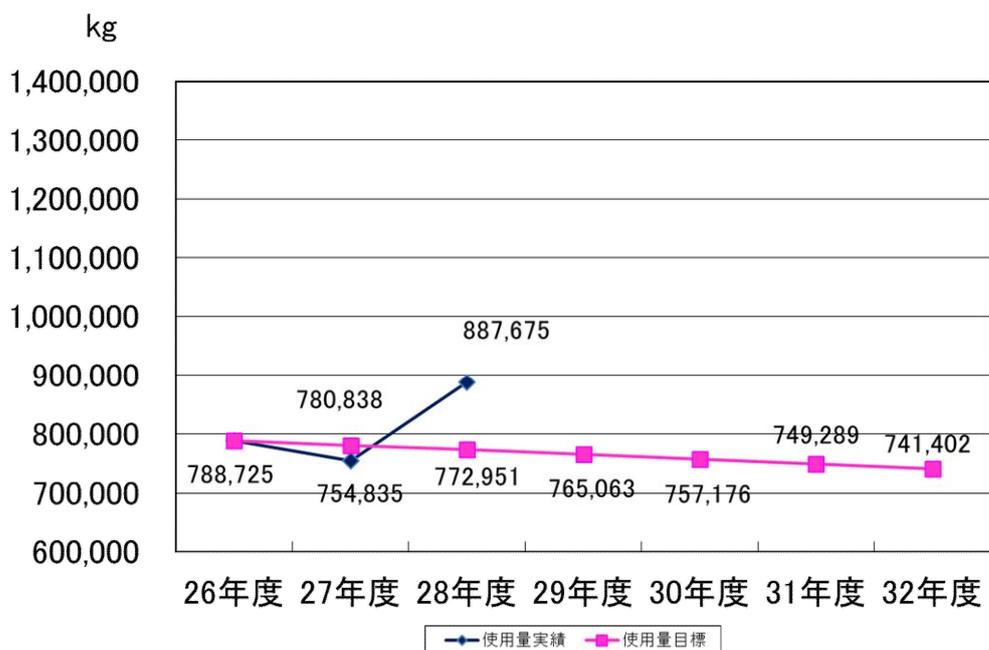
都市ガス使用量(全部局)



平成 28 年度の都市ガス使用量は、基準年度比で 176,494m³ (10.4%)増加、前年度比で 234,130 m³ (14.3%)増加し、目標の達成には至りませんでした。

●LPG 使用量(全部局)

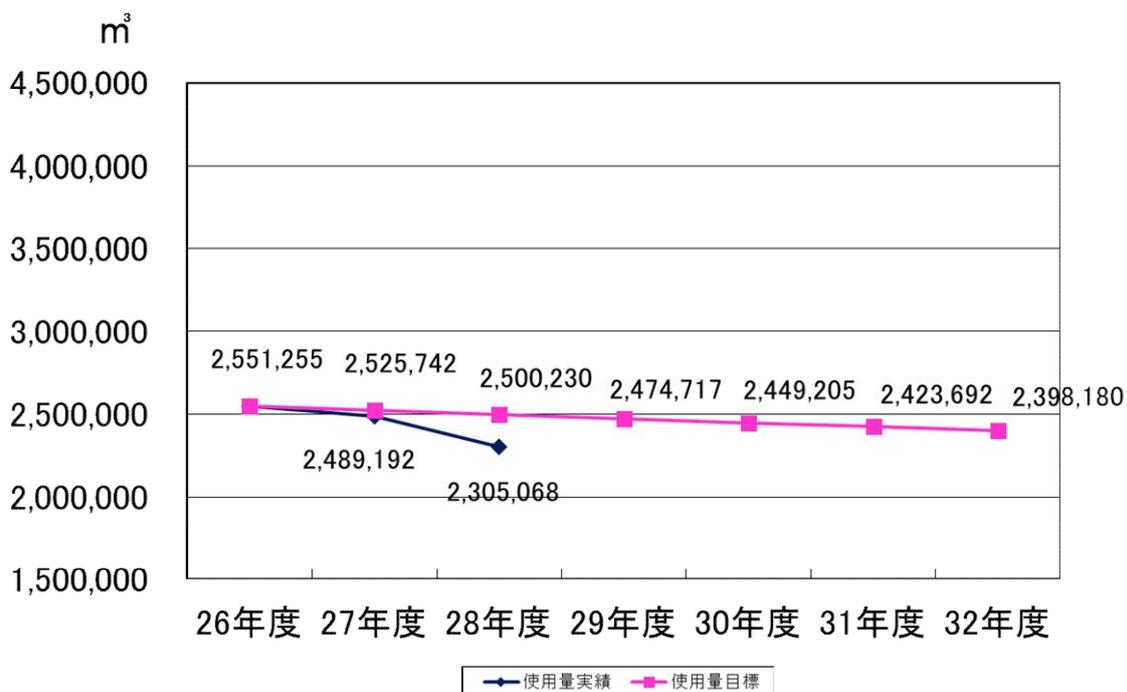
LPガス使用量(全部局)



平成 28 年度の LPG 使用量は、基準年度比で 98,950 kg (12.5%)増加、対前年度比で 132,840 kg (17.6%)増加し、目標の達成には至りませんでした。

● **水使用量(全部局)**

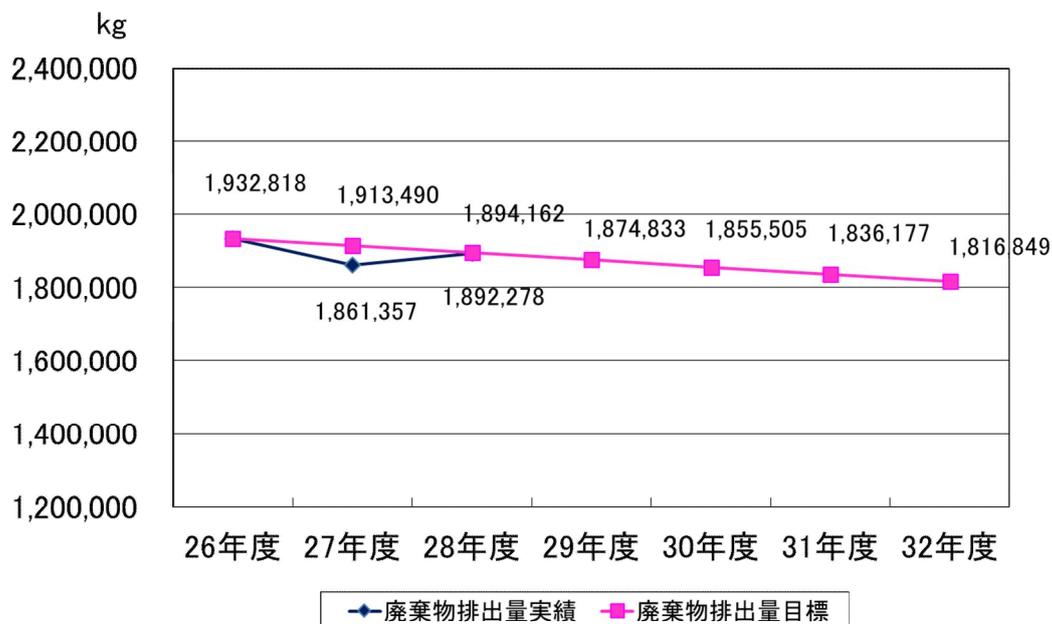
水使用量(全部局)



平成 28 年度の水使用量は、基準年度比で 246,187m³ (9.6%)減少、前年度比で 184,124m³ (7.4%)減少し、目標を達成しています。

● **廃棄物排出量(全部局)**

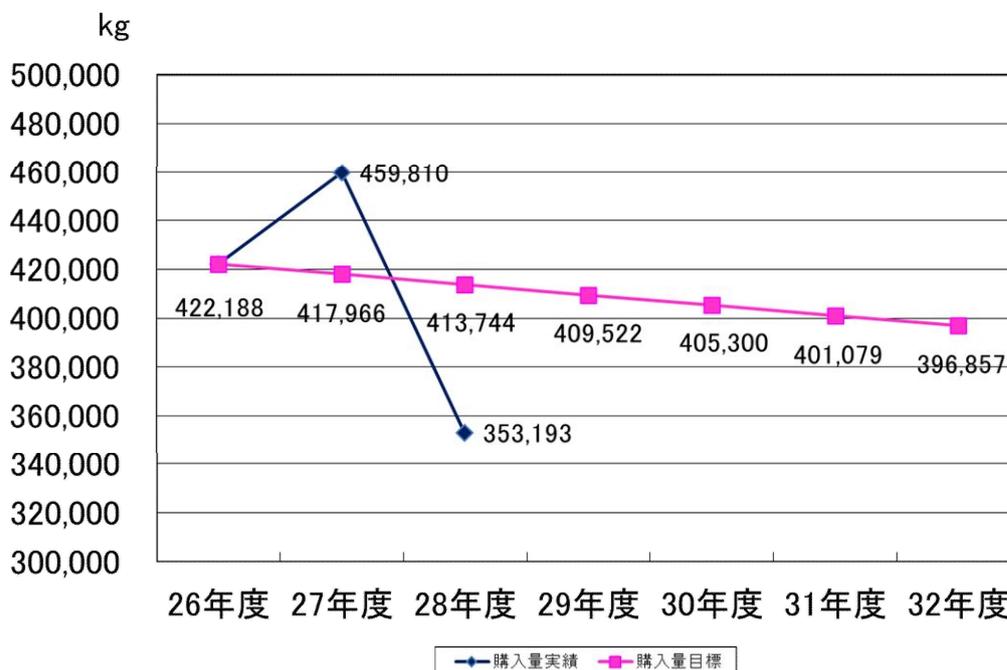
廃棄物排出量(全部局)



平成 28 年度の廃棄物排出量は、基準年度比で 40,540kg (2.1%)減少、前年度比で 30,921kg (1.7%)増加しましたが、目標を達成しています。

●紙資源購入量(全部局)

紙資源購入量(全部局)



平成 28 年度の紙資源購入量は、基準年度比で 68,995kg(16.3%)減少、前年度比で 106,617kg(23.2%)減少しており、目標を達成しています。

項目 3 新エネルギー・低公害車導入状況

・全部局を対象に、新エネルギーと低公害車の導入状況を把握しています。

●新エネルギー及び低公害車導入状況(平成 28 年度実績)

(*実績は平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月)

区分	主体	導入施設名	導入年月	設備概要	利用目的
太陽光発電	環境政策課	営農サポートセンター	平成 29 年 3 月	30kW	施設の動力
太陽光発電	学校施設課	富山市上滝小学校	平成 29 年 3 月	10kW	施設の動力
太陽光発電	地域包括ケア拠点 施設設置準備室	富山市まちなか総合 ケアセンター	平成 29 年 3 月	5kW	施設の動力、蓄 電池への充電
小水力発電	環境政策課	営農サポートセンター	平成 29 年 3 月	0.04kW	施設の動力

電気自動車	地域包括ケア拠点 施設設置準備室	地域包括ケア拠点施設 設置準備室	平成 28 年 6 月	日産 LEAF 1 台	訪問診療に利用
電気自動車 (原付 4 輪)	地域包括ケア拠点 施設設置準備室	富山市まちなか総合 ケアセンター	平成 29 年 3 月	トヨタ コムス 2 台	訪問診療に利用
ハイブリッド 自動車	公園緑地課	公園緑地課	平成 28 年 11 月	トヨタ カローラ フィールダー 1 台	公用車
ハイブリッド 自動車	営繕課	営繕課	平成 28 年 6 月	トヨタ シエンタ 1 台	公用車
地中熱	環境政策課	営農サポートセンター	平成 29 年 3 月	20kW	地中熱ヒートポンプを利用した 冷暖房
燃料電池	地域包括ケア拠点 施設設置準備室	富山市まちなか 総合ケアセンター	平成 29 年 3 月	1 基 33 kWh	災害用

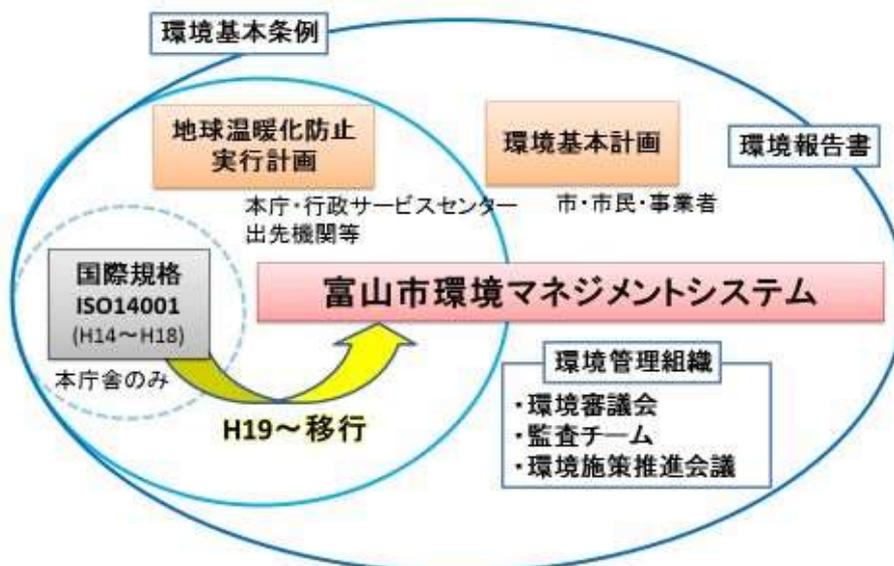
2 「富山市環境マネジメントシステム」について

1 運用の趣旨

本市では、環境に関する将来像を示し、環境施策を総合的かつ計画的に推進する「環境基本計画」及び、全庁で事務事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進する「地球温暖化防止実行計画」を策定しております。

これらの計画を効率的・効果的に運用管理していくため、独自の環境マネジメントシステムを構築し、環境施策の総合的かつ計画的な推進と市の事務事業の実施による環境負荷の低減を図っています。

◆富山市環境マネジメントシステムのイメージ図



2 構築のポイント

- ① 成果に重点を置きます。
- ② 実効性を高める環境管理対象項目を設定します。
- ③ 外部専門家による監査を実施し、信頼性を確保します。
- ④ 環境報告書、ホームページ等により、取組状況の情報公開に努めます。

3 システムの概要

1 対象範囲

原則として全庁の全組織を対象としています。
ただし、一部対象としていない管理対象項目があります。

2 環境方針

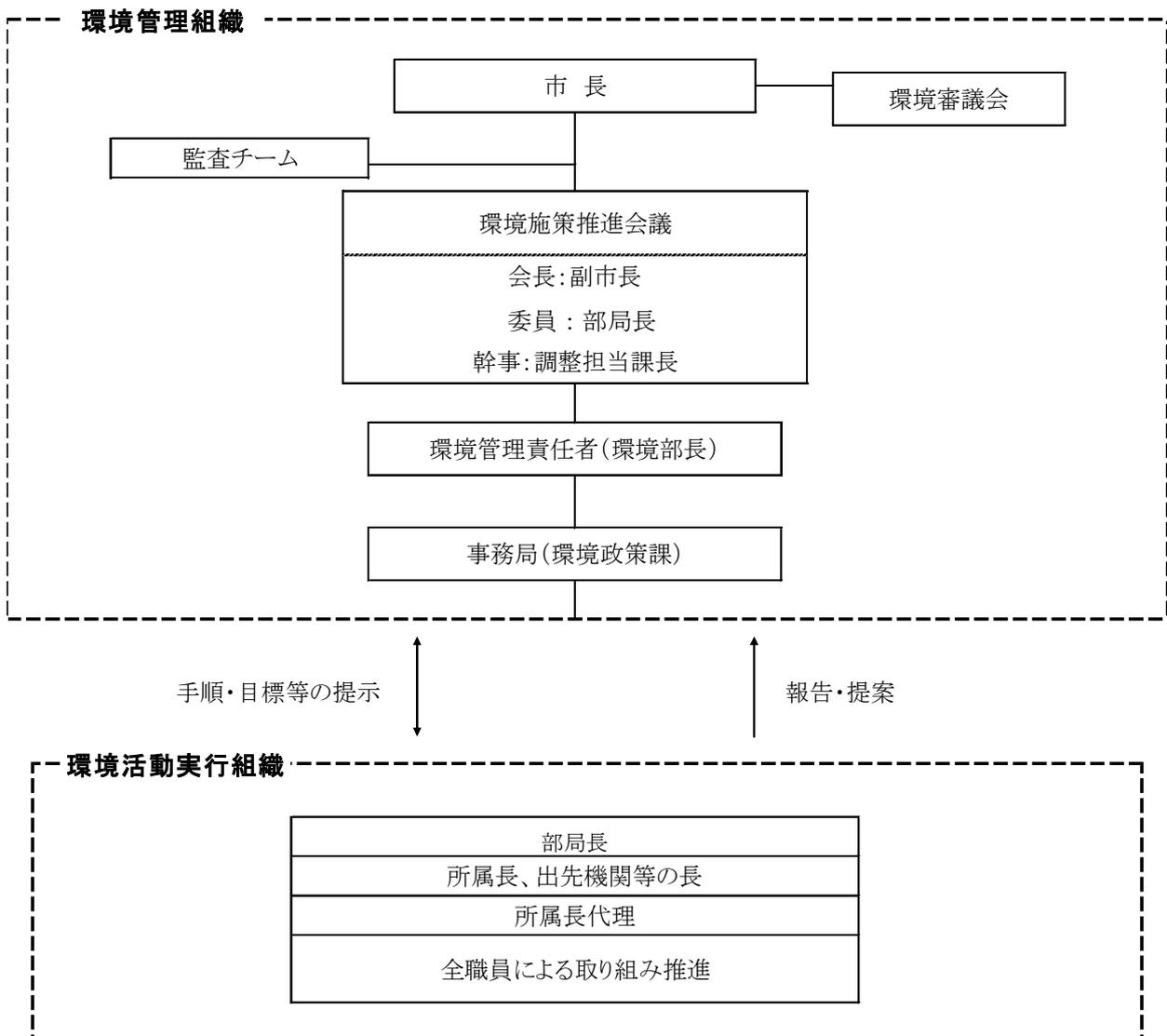
環境方針を定め、職員及び常駐する委託業者等に周知します。

3 組織

環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための庁内組織として設置している富山市環境施策推進会議に、事務局である環境政策課が計画の進捗状況を報告し、連絡調整を行っています。

また、事務局は計画の進捗状況を、環境施策の実施状況や環境に関する調査及び審議を行うため設置されている富山市環境審議会に報告し、意見や提言を受けます。

富山市環境マネジメントシステム組織図



4 管理対象項目

富山市環境マネジメントシステムにより管理する項目は、次のとおりです。

管理対象項目		本庁舎・行政サービスセンター・ 環境センター庁舎・消防局本庁舎	左記以外 の所属	測定・実施 サイクル等
環境基本計画に位置づけられた 指標・目標		該当所属		年1回報告
地球 温暖 化防 止実 行計 画	エコオフィスに係る取り組み (公用車燃料、紙類含む)	全所属	対象外	年4回報告
	庁舎管理に係る各種使用量 (電気、ガス、水道、廃棄物排出)	庁舎管理を 所管する所属	対象外	年4回報告
	事務事業に伴う温室効果ガス 排出量	全所属		年1回報告
	新エネルギー及び低公害車	全所属		年1回報告

5 その他の取り組み

その他、環境マネジメントシステムに含まれる取り組みについては以下のとおりです。

① **環境関連法等の遵守 (年1回) 庁舎管理所属対象**

市が事業者として規制を受ける環境関連法の法律・条例、協定、覚書等を把握します。

② **マネジメントシステム研修 (年1回) 全所属対象**

システムに関する職員の知識及び技能、職員の環境に対する意識の向上を図るため、必要な研修を実施します。

③ **環境監査 (年1回) 全所属対象**

外部専門委員と市職員で構成する監査チームによる監査を実施し、システムの運用状況の確認及びシステムの向上を目指します。

4 平成 28 年度実績について

環境マネジメントシステムにおける管理項目のうち、その他の取り組み（①環境関連法等の遵守 ②マネジメントシステム研修 ③環境監査）の実績について報告します。

① 環境関連法等の遵守について

（１）環境関連法等の登録状況について

平成 28 年度における登録の加除修正状況は下記のとおりです。

- 修正…4 件

水道法：大沢野行政サービスセンター

高圧ガス保安法：八尾行政サービスセンター

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

：大沢野行政サービスセンター、八尾行政サービスセンター

- 廃止…3 件

特定家庭用機器再商品化法：管財課

※登録状況の詳細は、資料編環境関連法規制等登録票を参照、概要は以下のとおり

	管財課	消防局	環境セ	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入
①大気汚染防止法	○		○	○	○	○	○		
②騒音規制法	○								
③富山県地下水の採取に関する条例	○	○					○		
④水質汚濁防止法	○	○		○	○		○	○	○
⑤富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○			○			○		
⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○		○	○	○	○	○	○
⑦電気事業法	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧富山県公害防止条例									○
⑨水道法	○	○		○	○	○	○		
⑩高圧ガス保安法						○			
⑪消防法(危険物貯蔵施設)	○	○		○	○		○		
⑫消防法(消防用施設等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑬富山市火災予防条例								○	○
⑭労働安全衛生法	○					○			
⑮特定家庭用機器再商品化法	×	○	○	○	○	○	○	○	○
⑯フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律	○	○		○	○	○		○	

※ ○:既に登録 ×:廃止

(2) 環境関連法規制等の遵守状況について

登録されている環境関連法規制等の遵守状況については以下のとおりです。

項目	管財課	消防局	環境セ	大沢野	大山	八尾	婦中	山田	細入
①大気汚染防止法	○		○	○	○	○	○		
②騒音規制法	—								
③富山県地下水の採取に関する条例	○	○					×		
④水質汚濁防止法	—	—		—	—		—	—	—
⑤富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	○			○			○		
⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○	○		○	○	○	○	○	○
⑦電気事業法	○	×	×	×	○	×	○	○	○
⑧富山県公害防止条例									—
⑨水道法	○	○		×	○	×	○		
⑩高圧ガス保安法						×			
⑪消防法(危険物貯蔵施設)	○	○		○	○		○		
⑫消防法(消防用施設等)	○	×	○	×	×	×	×	○	○
⑬富山市火災予防条例								—	—
⑭労働安全衛生法	○					○			
⑮特定家庭用機器再商品化法		—	—	—	—	—	—	—	—
⑯フロン類の使用の合法化及び管理の適正化に関する法律	○	○		○	○	○		×	

※ 網掛け：登録済の法規制等 ○：基準を遵守している ×：不備あり —：監視測定不要

(3) 不備ありの項目について

「不備あり」の項目の内容及び今後の是正見込みは以下のとおりです。

所管施設	項目	内容	今後の是正見込み
消防局	⑦	・引込み CVT ケーブルの経年劣化による絶縁不良の恐れ ・高圧コンデンサの経年劣化による絶縁不良の恐れ	修繕の検討をしている
	⑫	・屋内消火栓設備：ボールタップ動作不良、補給水槽逆止弁不良 ・誘導灯：蓄電池容量不足	年々少しずつ修繕を実施している
環境センター	⑦	・引込み用 CA ケーブルの経年劣化	H30 予算要求予定
大沢野行政サービスセンター	⑦	(1) 直流電源装置バッテリー触媒栓が経年劣化により能力低下	(1) H29.6月改修済 (2) 次回点検時に改修予定

		(2) 配電盤電圧計器切替えスイッチが絶縁不良	
	⑨	・高置水槽の天板、槽内底部に亀裂あり	・高置水槽の天板：H29.7月修繕済 ・槽内底部：H29.8月修繕済
	⑫	(1) 消火器具表示・標識なし、避難器具位置標識なし (2) 自動火災報知設備感度不良、誘導灯不良	(1) H28.8月改修済 (2) H29.3月改修済
大山行政サービスセンター	⑫	・火災受信機バッテリー容量不足	H29.1月修理済
八尾行政サービスセンター	⑦	(1) 旧館屋上分電盤の腐食 (2) 旧館1階 絶縁不良 (3) 旧館1階 絶縁不良	(1) H28.6月修繕済 (2) H28.10月修繕済 (3) H28.10月修繕済
	⑨	(1) 高架水槽の鍵がない (2) 受水槽の微量水漏れ・バルブの締切不良	(1) 別館（未使用）であるため対応保留 (2) H29年度中に修繕予定
	⑩	(1) ポンプに腐食・劣化あり (2) ポンプの吹込み側パッキンより漏水 (3) ファンコイル故障 (4) 冷却塔のVベルト摩耗	(1) 別館（未使用）であるため対応保留 (2) 別館（未使用）であるため対応保留 (3) 別館（未使用）であるため対応保留 (4) H29.2月修繕済
	⑫	・別館2階誘導灯1台バッテリー不良	H29.9月修繕済
婦中行政サービスセンター	③	・融雪に使用したことによる地下水の採取量の規制基準超過	節水を徹底する
	⑫	(1) 誘導灯バッテリー不良2台 (2) 通路誘導灯器具不良2台 (3) 誘導灯バッテリー不良1台 (4) 蓄電池設備バッテリー液低下 (5) 防排煙制御設備 垂れ壁降下不良 (6) 消火器不備3本	(1) H28.8.31修繕済 (2) H28.8.31修繕済 (3) H29.2.25修繕済 (4) H29.2.25修繕済 (5) H29.4.26修繕済 (6) H29.2.20購入済
山田中核型地区センター	⑯	・No.1、No.2 高圧側圧力計不良取替必要 ・No.1 電気ヒーター不良取替必要 ・コンデンサー汚れ詰りあり洗浄必要	H29年度予算で修繕予定

② マネジメント研修について

平成 20 年度から各部局に環境マネジメントシステムに関する資料を配布し、研修の実施及びその報告を義務付けており、平成 28 年度も全部局を対象に実施しました。

今後も各職員への環境マネジメントシステムに関する情報を共有できるよう実践します。

③ 環境監査について

(1) 環境監査実施内容

平成 28 年度の環境監査は計 8 部局を対象に、以下のとおり実施しました。

監査対象部局等	財務部（管財課）、環境部（環境センター管理課）、建設部（防災対策課）、農林水産部（森林政策課）、市民生活部（生活安全交通課）、商工労働部（観光政策課）、消防局（総務課）、企画管理部（広報課） 計 8 部局
監査対象期間	平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日
監査日程（実施監査のみ）	平成 29 年 2 月 1 日（水）、平成 29 年 2 月 3 日（金）
監査チームの構成・氏名	監査委員長：柴野 嘉寛 副監査委員長：伊藤 曜一（環境部次長） 主任環境監査員：柴野 嘉寛、藤井 徹 環境監査員：松本 浩明、岡崎 翔子（環境政策課）
監査の重点事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の達成状況、対策の実施状況及びその評価並びに不適合、予防処置の実施状況 ・ 法令等の遵守状況 ・ システムの運用管理状況、見直し等の状況
前回監査結果に基づく事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管財課 地下に保有している灯油タンクは、油漏れ等の緊急事態が想定されるため、定期的な緊急対応訓練が望まれる。

(2) 監査結果の概要

判断区分	指摘事項
要改善事項	要改善事項なし
指導事項	3 所属に対して指導事項があった。 <ul style="list-style-type: none"> ・ フロン排出抑制法において、法改正に伴って義務付けられた点検を実施しているが、記録を作成していなかったもの（1 所属） ・ 廃棄物処理法において、マニフェストに関する事務で改善すべき事項が見られた（2 所属）
良	5 所属 6 項目に対して「良」と判断された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「エコオフィスの自己チェック」を活用し、さらに意識の向上を目指す活動や、マイ箸運動の実施、日常的な光熱水使用量の目視確認による削減など、「エコオフィス」の活動を充実させているもの（4 項目） ・ 環境目標の目標数値を超える活動実績をあげているもの（1 所属）

	<ul style="list-style-type: none"> 無駄なく整理・整頓が実施されており、日頃の「エコオフィス」の活動に生かされていることを思わせるもの（1所属）
優	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策課作成の研修資料のほか、時宜を得た話題をテーマで研修している所属があった。職員の関心事をテーマにすることで、研修効果が飛躍的に高まることが想定される素晴らしい手法である。 研修実施後、受講者に所感を書いてもらうことで、研修効果を増幅している所属があった。 所属で作成する資料を、分かりやすく簡潔にすることを心掛けている所属があった。これは、紙の使用量を少なくする効果とともに、見る人の理解を助けることにもなると思われる。 研修実施時に、目標の再確認や改善策を協議している所属があった。話を聞くだけでなく、議論することで理解が深まり、自主的な活動に繋がるものと思われる。 所属の業務内容と環境活動を結び付けている所属が2所属あった。特に、市民啓発の事業で、環境教育は幼時期からと位置づけ、努力している所属があったことは、特筆されるものである。

（3）推奨事項

- 環境政策課が資料を作成し、それに基づいて各所属が研修を実施していることは、有効に機能している。一方で、全庁的な研修を実施し、受講者が、所属で伝達研修を実施してはどうかという意見があったので、この有効性を検討されることを推奨する。
- 行政における環境負荷削減活動は、成果が見えないことが多く、このことが活動意欲を鈍らせる原因になっていることがある。所管している業務と連動した環境活動を模索し、実践している所属が現れはじめた。環境活動の成果と業務効率をあげるために、今後はこのような在り方が求められるので、このような所属の事例を紹介することで、未実施の所属が参考にできるようにされることを推奨する。

（4）総合監査所見

管理項目	所見内容
環境基本計画に係る活動	<ul style="list-style-type: none"> 今年度監査対象所属に、環境基本計画に係る環境目標をもつ所属は3所属あった。イベント的な活動で、市民が多く参加したことで目標を達成している一方で、地道な活動で継続的に実施する必要のあるものについては達成できていない。目標設定の性格によるものと思われる。
温室効果ガス削減活動	<ul style="list-style-type: none"> エコオフィスに係る取組は定着しており、所属によっては自己チェック結果をもとに、活動をさらに充実・発展させようとの取組をしている。また、取組の弱い項目を重点的に強化するなどの動きが見られたことは、地球温暖化防止実行計画を見直し、排出量を一段と削減できる時期が近づいていることを示すものである。

法規制等の遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> 環境部局が、環境関連法規等を各所属に提示していることで、環境関連法規等の漏れがなくなっている。但し、細部への説明が不足しているのか、必要な活動を実施していない所属が見られた。
環境マネジメントシステムの普及状況	<ul style="list-style-type: none"> 「エコオフィスの自己チェック」の実施と同時に、環境に関する啓発や討議を実施しており、環境マネジメントシステムの理解が進んでいるが、活動に伴う成果が見えないことから、立ち止まり感も見られる。

(5) 提案事項

提案事項	内容
環境活動の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 「富山市地球温暖化防止実行計画」や、「環境基本計画」のいずれも見直し時期にある。新たな計画を実効あるものにするため、職員に数字目標の提示とは別に、活動を実施したかどうかの自己チェックを求めることを推奨する。 例えば、自動車燃料使用量の削減で、エコドライブ等の活動を求めているが、実施したかどうかを記録することを求めると、常にエコドライブ等を意識するようになる。カーシェアリングの対象車では、乗車記録を記載することになっており、これにエコドライブの項目を加えるだけで、エコドライブを実施したかどうかを記録するという目的は達成される。
法令順守	<ul style="list-style-type: none"> 法規所管課から法令の改廃状況等の情報提供をすることは、施設所管課の認識を統一する上で非常に良い取組である。 しかし、細部での法令要求事項まで浸透していないところが見られるので、具体的な対応まで指導されることを提案する。
危機管理	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理については、全庁的に徹底されているが、環境に関するリスクのみを検討するのではなく、所属が所管する業務全体を見たリスクを拾い出し、その中に環境に関するものがあれば、それを抽出する手法の採用を提案する。

環境関連法規制等登録表

法令番号	法令名	主要な法規制要求事項	適用項目・施設	適用基準等	課(室)名	法令等所管課(室)	備考
	環境基本法	市(事業者)の責務	-	-	環境政策課	環境政策課	
	富山県環境基本条例	市(事業者)の責務	-	-	環境政策課	-	
	富山市環境基本条例	市(事業者)の責務	-	-	環境政策課	環境政策課	
	循環型社会形成推進基本法	市(事業者)の責務	-	-	環境政策課	環境政策課	
	地球温暖化対策の推進に関する法律	地方公共団体の責務 計画策定の義務	市の事務事業	-	環境政策課	環境政策課	
	国等による環境物品等の調達の推進に関する法律	市の努力義務 指針の策定	環境物品	-	環境政策課	環境政策課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	冷温水発生機(1基) 蒸気ボイラー(2基)	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	管財課	環境保全課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	冷温水発生機(1基)	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	大沢野行政サービスセンター総務課	環境保全課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	温水ヒータ(1基) ※届出義務なし	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	大山行政サービスセンター総務課	環境保全課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	蒸気ボイラー(1基)	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	八尾行政サービスセンター総務課	環境保全課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	冷温水発生機(2基)	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	婦中行政サービスセンター総務課	環境保全課	
1	大気汚染防止法	届出義務 ばい煙排出基準の遵守 ばい煙排出濃度の測定	ベレットボイラー機(1基)	ばいじん排出基準 (0.10g/m3N) 窒素酸化物排出基準(150ppm)	環境センター管理課	環境保全課	
2	騒音規制法	届出義務 敷地境界線上での規制基準遵守	送風機(21台)	敷地境界線上基準 朝(午前6時～午前8時) :60デシベル 昼間(午前8時～午後8時) :65デシベル 夕(午後8時～午後10時) :60デシベル 夜間(午後10時～翌日の午前6時) :50デシベル 〔測定義務なし〕	管財課	環境保全課	
3	富山県地下水の採取に関する条例	届出義務 採取量の測定と報告義務	揚水機 (吐出口断面積:50cm ²)	採取する地下水の量 800m ³ /日以下	管財課	環境保全課	
3	富山県地下水の採取に関する条例	届出義務 採取量の測定と報告義務	揚水機 (吐出口断面積:50cm ²)	採取する地下水の量 800m ³ /日以下	消防局総務課	環境保全課	
3	富山県地下水の採取に関する条例	届出義務 採取量の測定と報告義務	揚水機 (吐出口断面積:123cm ²)	採取する地下水の量 800m ³ /日以下	婦中行政サービスセンター総務課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	地下2F貯蔵タンク (灯油:6,000ℓ)	-	管財課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	地下タンク (軽油:4,000ℓ)	-	消防局総務課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	地下1F貯蔵タンク (灯油:6,800ℓ)	-	大沢野行政サービスセンター総務課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	地下タンク貯蔵所 (A重油:6,000ℓ)	-	大山行政サービスセンター総務課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	地下タンク (灯油:10,000ℓ)	-	婦中行政サービスセンター総務課	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	屋外貯蔵タンク (A重油:2,000ℓ未満)	-	山田中核型地区センター	環境保全課	
4	水質汚濁防止法	事故時の措置と届出	屋外貯蔵タンク (A重油:2,000ℓ未満)	-	細入中核型地区センター	環境保全課	
5	富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量計画書の作成及び届出	一般廃棄物	-	管財課	環境センター管理課	
5	富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量計画書の作成及び届出	一般廃棄物	-	大沢野行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
5	富山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	減量計画書の作成及び届出	一般廃棄物	-	婦中行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理 (委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	管財課	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理 (委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	消防局総務課	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理 (委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	大沢野行政サービスセンター総務課	環境政策課	

法令番号	法令等名	主要な法規制要求事項	適用項目・施設	適用基準等	課(室)名	法令等所管課(室)	備考
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理(委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	大山行政サービスセンター総務課	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理(委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	八尾行政サービスセンター総務課	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理(委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	婦中行政サービスセンター総務課	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理(委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	山田中核型地区センター	環境政策課	
6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般・産業廃棄物の適正処理(委託) マニフェスト交付	一般廃棄物 産業廃棄物	-	細入中核型地区センター	環境政策課	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	管財課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	消防局総務課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	環境センター管理課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	大沢野行政サービスセンター総務課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	大山行政サービスセンター総務課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	八尾行政サービスセンター総務課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	婦中行政サービスセンター総務課	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	山田中核型地区センター	-	
7	電気事業法	工事計画の届出義務 技術基準・維持管理基準の遵守 電気主任技術者の選任 保安規程の制定と届出	自家用電気工作物 ・非常用発電機 ・受変電設備	-	細入中核型地区センター	-	
8	富山県公害防止条例	届出義務 (騒音)規制基準の遵守	特定施設(騒音) 非常用発電機 (ディーゼルエンジン)	-	細入中核型地区センター	環境保全課	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(16m3×2) 高置水槽(2.5m3×2) 副受水槽(0.7m3×2)	-	管財課	-	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(16m3×1) 高置水槽(4m3×1)	-	消防局総務課	-	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(20m3×1) 高置水槽(6m3×1)	-	大沢野行政サービスセンター総務課	-	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(8m3×1) 高置水槽(2m3×1)	-	大山行政サービスセンター総務課	-	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(14m3×1) 高架水槽(5m3×1) 高架水槽(3m3×1)	-	八尾行政サービスセンター総務課	-	
9	水道法	簡易専用水道の届出 管理基準の遵守 定期及び臨時の水質検査	受水槽(26m3×1) 高置水槽(6m3×1)	-	婦中行政サービスセンター総務課	-	
10	高圧ガス保安法	製造の許可等 冷凍保安責任者の選任 定期自主検査の実施と記録の保存	冷凍機(2基)	-	八尾行政サービスセンター総務課	-	
11	消防法(危険物貯蔵施設)	届出義務 危険物取扱者免許所持者の選任 貯蔵等の基準の遵守	地下2F 貯蔵タンク (灯油:6,000ℓ)	-	管財課	消防局予防課	
11	消防法(危険物貯蔵施設)	届出義務 危険物取扱者免許所持者の選任 貯蔵等の基準の遵守	地下タンク (軽油:4,000ℓ)	-	消防局総務課	消防局予防課	
11	消防法(危険物貯蔵施設)	届出義務 危険物取扱者免許所持者の選任 貯蔵等の基準の遵守	地下1F貯蔵タンク (灯油:6,800ℓ)	-	大沢野行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
11	消防法(危険物貯蔵施設)	届出義務 危険物取扱者免許所持者の選任 貯蔵等の基準の遵守	地下タンク貯蔵所 (A重油:6,000ℓ)	-	大山行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
11	消防法(危険物貯蔵施設)	届出義務 危険物取扱者免許所持者の選任 貯蔵等の基準の遵守	地下タンク (灯油:10,000ℓ)	-	婦中行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検・報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	管財課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検・報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	消防局総務課	消防局予防課	

法令番号	法令名	主要な法規制要求事項	適用項目・施設	適用基準等	課(室)名	法令等所管課(室)	備考
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	環境センター管理課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	大沢野行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	大山行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	八尾行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	梶中行政サービスセンター総務課	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	山田中核型地区センター	消防局予防課	
12	消防法(消防用施設等)	届出義務 消防用設備等の点検、報告 消防計画の策定と届出 防火管理責任者選任と届出	消防用設備等	-	細入中核型地区センター	消防局予防課	
13	富山市火災予防条例	(指定数量未満の危険物) 届出義務 貯蔵等の基準の遵守	屋外貯蔵タンク (A重油:2,000ℓ未満)	-	細入中核型地区センター	消防局予防課	
13	富山市火災予防条例	(火を使用する設備等) 届出義務 遵守義務	非常用発電機 受変電設備	-	細入中核型地区センター	消防局予防課	
13	富山市火災予防条例	(指定数量未満の危険物) 届出義務 貯蔵等の基準の遵守	屋外貯蔵タンク (A重油:2,000ℓ未満)	-	山田中核型地区センター	消防局予防課	平成24年8月8日設置
14	労働安全衛生法	届出義務 性能検査 ボイラー取扱作業主任者の選任 定期自主検査及び記録、保管	蒸気ボイラー (2基) 貯湯槽 (2基) 熱交換器 (1基)	-	管財課	-	
14	労働安全衛生法	届出義務 性能検査 ボイラー取扱作業主任者の選任 定期自主検査及び記録、保管	蒸気ボイラー (1基)	-	八尾行政サービスセンター総務課	-	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン 衣類乾燥機	-	消防局総務課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫 洗濯機 エアコン	-	環境センター管理課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	大沢野行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	大山行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	八尾行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	梶中行政サービスセンター総務課	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	山田中核型地区センター	環境センター管理課	
15	特定家庭用機器再商品化法	消費者としての協力	テレビ 冷蔵庫	-	細入中核型地区センター	環境センター管理課	
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類算定漏洩量の算定・一定量以上漏洩した場合、報告	全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第一種特定製品)	-	環境政策課	環境政策課	
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	ヒートポンプ (HCFC)	-	管財課	環境政策課	
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	エアコン	-	消防局総務課	環境政策課	
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	業務用のエアコン (定格出力7.5kW未満)×4基	-	大沢野行政サービスセンター総務課	環境政策課	大沢野行政サービスセンター分
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	チラーユニット(37kw)	-	大山行政サービスセンター総務課	環境政策課	大山行政サービスセンター分
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	冷凍機 (2基)	-	八尾行政サービスセンター総務課	環境政策課	
16	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	管理する第一種特定製品の適切な場所への設置 使用(点検、記録簿の保存等) 廃棄(フロン類の回収)	冷凍機(チラーユニット) (定格出力10.7kW)×2基	-	山田中核型地区センター	環境政策課	山田中核型地区センター分
17	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	請負契約書面への記載 発注者として対象工事の着手の通知	特定建設資材	建築物解体:80m ² 以上 建築物新築:500m ² 以上 建築物修繕・模様替 (リフォーム等)1億円以上 その他工作物に関する工事 (土木工事も含む):500万円以上	法に定める建築・土木工事等を発注する課(室)	建築指導課	
18	資源の有効な利用の促進に関する法律	消費者として製造等事業者による使用済パソコン回収への協力	パーソナルコンピューター	-	使用済パソコンを廃棄する課(室)	環境センター管理課	
19	使用済自動車の再資源化等に関する法律	使用済自動車の引渡義務、リサイクル料金等の預託義務	公用車	-	公用車を所有する課(室)	環境政策課	

富山市環境報告書 第2部 平成29年度版
平成29年10月

編集・発行 富山市環境部環境政策課
〒930-8510 富山市新桜町7番38号
TEL : 076-443-2053 FAX:076-443-2122
e-mail:kankyousei-01@city.toyama.lg.jp
